

工事施工環境・施行条件による割増基準表

(1/2)

考査項目	細目	具体的な工事の事例	補足事項
近隣施工	影響の大きな施設、構造物に接近して施工する工事。	・ 近接施工に伴う対策を行った工事。	・ 施設・構造物（小規模を除く）に接近しているため与える影響等を検討し、対策を施行計画書に明記し、実施したもの（例、橋梁等大規模擁壁、鉄道、ビル等）。
大規模若しくは煩雑な現道の切り回し、交通規制、占用物件の移設を伴う工事	大規模若しくは煩雑な現道の切り回し、交通規制、占用物件の移設を伴う工事。	・ 交通に重大な影響を及ぼす（人家連担地区、商業活動が非常に多い地区等）又は物件の移設が工事の進捗に多大な影響を与える工事。	・ DID 地区で現道掘削を伴い、交通の切り廻しが必要な工事。 ・ 上記箇所以外でも、交通の切り廻しを煩雑に行う工事。（舗装修繕は除く） ・ 占用物件等の移設が工事と並行して進められ、施工時期調整が必要なもの。
環境対策	大気・水質汚染、騒音、振動、地盤沈下、日照等への環境対策が特に要請される工事。	・ 環境対策が必要で、他機関、地元等との協議が必要となった工事。	・ 環境対策で、事業損失防止のための調査又は対策を実施した工事。
施工条件	地形・施工規模、地質条件、工法、その他施工上の技術的条件が特殊な工事。	・ 急峻な地形又は地滑り地形での施工困難な工事。	・ 急峻な地形で、作業員の移動や資材搬入等が困難なことから対策を施行計画書に明記し実施した工事。 ・ 地滑り対策を施行した工事。
		・ 施工事例の少ない特殊な工事。 ・ 主体工種に高度な技術を要する新技術、新工法を採用した工事。	・ 主たる工種が、特殊技術を要する工事で、施工例の少ないもの。（1～2件/年・道内） ・ 主たる工種が、新技術・新工法により施工した工事。 ・ 上記の一に該当するもので、施行計画書に技術・工法の内容及び施工方法が記載されていること。
		・ 軟弱地盤上（緩速施工等の対策が必要な工事）での施工。	・ 対策を実施したことにより、工事工程に影響のあった工事。（予め、軟弱地盤を前提とした工事は除く）
		・ 狭隘な敷地（施工ヤード）での施工。	・ 敷地（施工ヤード）が狭隘なため施工方法又は工程計画になんらかの対策が必要で、施行計画書に明記し、実施した工事。

注1) 該当する考査項目が1項目でもある場合は、監督員の評定点に10点を加点する。

工事施工環境・施行条件による割増基準表

(2/2)

考査項目	細目	具体的な工事の事例	補足事項
施工条件	地形・施工規模、地質条件、工法、その他施工上の技術的条件が特殊な工事。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 圧気内労働や高所等の労働環境が厳しい工事。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 圧気内での作業がある工事。 ・ 地上高10m以上の足場での作業が、概ね50%以上を占める工事。
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 競合工事で制約があった工事。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同一エリア内で、他の工事と並行して進められることにより工事工程や施行ヤードの調整を伴った工事。
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事進捗に制約を受ける交通規制等沿道条件が厳しい工事。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 沿道規制等の影響を回避又は縮減するため、対策が必要となり、これを施行計画書に明記した工事。
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通量が多い夜間工事。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通量 30,000 台/日以上のある DID 区域での、交通規制を伴う現道上の工事。
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄道若しくは主要幹線道路の直上にて行う工事。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主要工種の施工にあたり、落下対策として監視員の配置や防護工等を実施した工事。
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 敷地内及び周辺部の工作物、配線配管等大規模な移設、切り回しを伴う工事。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として営繕・公園施設等類似工事に適用する。
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設を使用しながらの大規模改修工事。 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 大部分の作業が休祭日及び夜間に行われる等日時が制約された工事。 	

注1) 該当する考査項目が1項目でもある場合は、監督員の評定点に10点を加点する。